

## 【回答票】 レジャー用ライフジャケットについて

### ○ レジャー用ライフジャケットの定義

レジャー用ライフジャケット

→ 本調査では「川や海のレジャー等を楽しむことを目的として使用される個人用の浮力補助具」をレジャー用のライフジャケットとしております。

#### 【対象例】

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| ・ミニボート（比較的小さな船）※    | ・海岸（岸壁、防波堤など）、湖、川での釣り |
| ・手漕ぎボート             | ・海岸、湖、川での水遊び          |
| ・カヌー、カヤック、ラフティング    | ・シュノーケリング             |
| ・スタンドアップパドルボード（SUP） | ・プール                  |
- など

※ミニボート：日本の場合、船体長さ3m未満 かつ 推進機関出力1.5kw未満以下

※中型・大型船舶（総トン数20トン以上）は対象外

### ○ 調査依頼内容

(1) ライフジャケットの着用の法規制（着用義務・着用努力義務の有無等）

※年齢制限がある場合（18歳以下等）は、その情報もお教え願います。

※国際条約で搭載義務がある中型・大型船舶（総トン数20トン以上）は除く。

Laws and regulations regarding the wearing of life jackets (obligation to wear them, obligation to make efforts, etc.)

\*If there is an age restriction (such as under 18 years old), please let us know that information as well.

\*Excluding medium-sized and large ships (gross tonnage of 20 tons or more) that are required to be equipped under international treaties.

(2) ライフジャケットの着用率（着用率が低い場合、着用しない理由や背景等）

Life jacket wearing rate (if the wearing rate is low, reasons and background for not wearing them)

(3) レジャー用ライフジャケットの商品情報（多用途な商品の例）

Product information for leisure life jackets (example of versatile product)

(4) レジャー用ライフジャケットの性能基準、規格、認証制度等

Performance standards, standards, certification system, etc. for leisure life jackets

(5) 行政機関等によるレジャー用ライフジャケットの着用の推奨の有無

Performance standards, standards, certification system, etc. for leisure life jackets

(6) 水難事故情報（死亡・重症事故事例、医療機関受診件数等）

※できればレジャーに関連するもの

※できればライフジャケット着用、非着用別の致死率等の統計

Water accident information (death/serious accident cases, number of medical institution visits, etc.)

\*Preferably something related to leisure

\*If possible, statistics such as fatality rate by wearing life jackets and not wearing life jackets.

(7) 水難事故防止のための各国の取組、啓発活動等（特にレジャー用ライフジャケットが関連するもの）

Efforts and awareness-raising activities in each country to prevent water accidents (especially those related to leisure life jackets)

**(1) ライフジャケットの着用の法規制（着用義務・着用努力義務の有無等）**

※年齢制限がある場合（18歳以下等）は、その情報もお教え願います。

※国際条約で搭載義務がある中型・大型船舶（総トン数20トン以上）は除く。

**1 Marine Safety Regulation 2016におけるライフジャケット着用規則等****(0) はじめに**

- ニューサウスウェールズ州(以下「NSW州」という)では、*Marine Safety Regulation 2016* (以下「MSR」という)でライフジャケットの着用義務等を規定

参照元:<https://legislation.nsw.gov.au/view/whole/html/inforce/current/sl-2016-0308#statusinformation>

- 同規則に基づき、Transport for NSWが『Boating Handbook』を策定(2023年3月)

参照元:<https://www.nsw.gov.au/sites/default/files/2021-03/boating-handbook.pdf>

- 以下(1)から(5)では、Boating Handbookを基に回答、「※」で法的根拠を補記
- 岩場釣りについては「2 Rock Fishing Safety Act 2016におけるライフジャケット着用規則等」で後述
- 「海岸、湖、川での水遊び」「シュノーケリング」「プール」におけるライフジャケット着用規則は本調査では発見できず

**(1) 概要**

ライフジャケットをいつ着用すべきか、そしてどのような種類を選ぶべきかにはルールが存在。これらのルールは以下アからオの条件に依存。

ア 年齢(12歳未満の子供には特別なルール有)

イ リスクレベル

ウ 乗り物の種類

エ あなたがいる場所

(ア) 陸地又は港によって囲まれた航行可能な水域(enclosed waters)

(イ) (ア)のうち高地にある湖、ダム、貯水池など(alpine waters)

※MSR3条でalpine waters(全12か所)を指定

(ウ) 陸地に囲まれていない、あるいは河川、湾、港、又は港湾内に位置していない航行可能な水域(open waters)

(エ) 河口、湖、三角州、港の入口で堆積物がある浅瀬及びその周辺の水路(coastal bars)

※MSR3条及び別表1でcoastal bars(全47か所)を指定

オ 水上にいる時間帯

**(2) 子供のライフジャケット着用規則等****ア 概要**

子供については、ライフジャケットの常時着用を強力に推奨しており、MSR126条ではイのとおりライフジャケットの着用義務を定めている。

イ 12歳未満の子供のライフジャケットの着用規則

12歳未満の子供は以下に該当する場合、ライフジャケットの着用義務有 ※MSR126条

(ア) 長さ4.8メートルまでの乗り物に乗る場合(常時)

(イ) 長さ8メートルまでの航行中のすべての乗り物のオープンエリア(注)にいる場合

(注)オープンエリアの定義(Boating Handbookより抜粋)

- コーチルーフ、上部構造物、オープンフライブリッジ、トランポリン、ネットを含む甲板全域  
(固定されたデッキハウス、キャビン、ハーフキャビン、完全に密閉されたアンダーデッキスペースを除く)
- 甲板がない場合、固定されたキャビン又は完全に密閉された空間のあるエリアを除く、  
乗り物全体
- 乗り物がカヤックやカヌーである場合

(3) 高いリスク

船長から指示があった場合、ライフジャケットの着用義務有 ※MSR128条

Boating Handbookでは、以下アからキのようなケースを想定

- ア 強風、嵐、激しい雷雨、又は気象局からその他の悪天候警報がある場合
- イ 高齢者、泳げない人、又は重篤な病状を患っている者がいる場合
- ウ 船舶が転覆する、又は波にさらわれる危険がある場合
- エ 船上にいる者が船外に転落する又は入水する危険性がある場合
- オ 水温が低くなる可能性がある場合
- カ 船が故障した場合
- キ 安全柵、命綱、レール、安全ハーネス、又はジャッキラインのないボートを航行している場合

(4) 水上スポーツ・水上レジャーごとのライフジャケット着用規則等

※以下着用義務の法的根拠はMSR120、123、124、125、126、127条、及び別表1

ア パワーボート・セーリングボート

(ア) パワーボート・セーリングボート全般

ライフジャケット着用規則は、すべてのパワーボート・セーリングボートに適用

(イ) 長さ4.8メートルまでのパワーボート・セーリングボート

ライフジャケットの着用義務有(下表参照)

Enclosed waters	Alpine waters	Open waters及び coastal bars通過時
夜間(日没から日の出まで) 又は 1名で乗る場合(12歳未満の子 供が同乗する場合を含む)	常時	常時
Level 50S以上	Level 50S以上	Level 100以上 セーリングボートで海岸から離 れる際はLevel 50S

※Level 50S等、ライフジャケットの規格は後述

(ウ) 長さ4.8メートルを超えるパワーボート・セーリングボート

coastal bars通過時、Level 100以上のライフジャケットの着用義務有

イ 水上オートバイ(PWC)

水上オートバイ(PWC) に乗る者は全員、常時、Level 50S以上のライフジャケットの着用義務有  
なお、水上オートバイ(PWC)運転時は、膨張式ライフジャケットの着用を推奨しない

ウ 牽引時(ウェイクサーフィン・トーインサーフィンを含む)

乗り物に牽引される者は、常時、Level 50S以上のライフジャケットの着用義務有  
なお、牽引時は、膨張式ライフジャケットの着用を推奨しない

エ セールボード・カイトボード

(ア) セールボード・カイトボード全般

岸から400メートル以上離れている際、セールボード・カイトボードに乗る者は、ライフジャケットの着用義務有(下表参照)

Enclosed waters	Alpine waters	Open waters及び coastal bars通過時
夜間(日没から日の出まで) 又は 1名で乗る場合(12歳未満の子 供が同乗する場合を含む)	常時	常時
Level 50S以上	Level 50S以上	Level 50S以上

オ カヌー・カヤック

カヌー(アウトリガーカヌーを含む)・カヤックに乗る者は、ライフジャケットの着用義務有(下表参照)

Enclosed waters	Alpine waters	Open waters及び coastal bars通過時
夜間(日没から日の出まで) 又は 1名で乗る場合(12歳未満の子 供が同乗する場合を含む)	常時	常時
Level 50S以上	Level 50S以上	Level 50S以上

カ サーフスキー

サーフスキーに乗る者は、常時、ライフジャケットの着用を推奨

サーフスキーの長さが 4.8 メートルまでの場合、長さ 4.8 メートルまでのパワーボート・セーリングボートと同じ規則に従う義務有

※ライフセービング、訓練、又は競技に関わるサーフクラブメンバーについては、  
イベント主催者がライフジャケットの着用を義務付けない限り例外扱い

キ スタンドアップパドルボード(SUP)

スタンドアップパドルボード(SUP)に乗る者は、ライフジャケットの着用を推奨  
ライフジャケットの着用ができない場合、リーシュコードの使用を推奨

ク 手漕ぎの乗り物

ローイングボート、ディンギー、スキフ、ドラゴンボート、小型インフレーターボート(動力なし)に乗る者は、ライフジャケットの着用義務有(下表参照)

Enclosed waters	Alpine waters	Open waters及び coastal bars通過時
夜間(日没から日の出まで) 又は 1名で乗る場合(12歳未満の子 供が同乗する場合を含む)	常時	常時
Level 50S以上	Level 50S以上	Level 100以上

競技用のローイングシェルに乗る者は、Enclosed waters でライフジャケットを着用する必要はない。ただし、管理下にあるイベントや活動に参加していない際は、Level 50S 以上のライフジャケット着用を推奨

## (5) 罰金

ア MSR135 条では以下のレベルに応じて罰金額が示されている。

- Level 1 100 豪ドル
- Level 2 250 豪ドル
- Level 3 500 豪ドル
- Level 4 750 豪ドル
- Level 5 1,500 豪ドル
- Level 6 5,000 豪ドル

イ Transport for NSW の HP に記載のある主な罰金の例は以下(ア)から(ウ)の通り

- (ア) crossing bar を通過する際にライフジャケットを着用していない場合、250 豪ドルの罰金
- (イ) 水上オートバイ(PWC)に乗る際にライフジャケットを着用していない場合、250 豪ドルの罰金
- (ウ) 夜間、open waters、alpine waters、子供、1 名で乗る場合等、高いリスクに伴い着用が必要な場面でライフジャケットを着用していない場合、250 豪ドルの罰金

参照元：<https://www.nsw.gov.au/driving-boating-and-transport/waterways-safety-and-rules/rules/penalties>

## 2 Rock Fishing Safety Act 2016におけるライフジャケット着用規則等

### (1) 概要

NSW州では、ハイリスクな岩場釣り時におけるライフジャケットの着用義務をRock Fishing Safety Act 2016(以下RFSAという)5条で規定

### (2) ハイリスクな岩場釣り時のライフジャケットの安全基準等 ※RFSA別表1

- ア 成人はLevel 50S以上
- イ 子供(12歳未満)はLevel 100以上
- ウ 着用者に適切なサイズであること
- エ 膨張式の場合、浮力を得るために口からの吹き込みだけに依存してはならない  
12か月ごとにプロによる点検及び修理を受ける必要有
- オ 良好な状態であること

参照元:Rock Fishing Safety Act 2016

<https://legislation.nsw.gov.au/view/whole/html/inforce/current/act-2016-066>

参照元:Department of Customer Service

<https://www.nsw.gov.au/environment-land-and-water/coasts-waterways-and-marine/rock-fishing-lifejacket-law>

(2) ライフジャケットの着用率（着用率が低い場合、着用しない理由や背景等）

- 2007年のNSW州におけるライフジャケットの着用に関する最初の観測的調査では、全体の着用率が9%と推定
- 2013-14年度の後続の研究では、着用率が34%と推定
- 2014-15年度から2017-18年度の間にかけて繰り返し実施された同様の研究では、着用率が41%から45%の間と判明
- 2022-2023 年度の直近の研究では、着用率の推定割合が 40.5%  
※オーストラリアにおける一般的な会計年度は、7月1日から翌6月 30 日まで  
※それぞれの研究が異なる手法を用いており、完全に比較可能ではない点に留意が必要

参照元: Transport for NSW, Boating incidents in NSW

<https://www.transport.nsw.gov.au/system/files/media/documents/2024/SER227-Boating-Incidents-in-NSW-Statistical-Report.pdf>

(3) レジャー用ライフジャケットの商品情報（多用途な商品の例）

- 次頁で詳述のとおり、オーストラリアではライフジャケットの規格が存在
- 一般消費者としてレジャー用ライフジャケットを商品検索、参考になりうる商品情報は以下1件

1 ウェストベルト型ライフジャケット

商品名:

Inflatable Waist Belt Life Jacket PFD 1 Level 150 - Blue - Australian Standard AS 4758

参照元:

[https://www.google.com/shopping/product/1?q=lifejacket+Australia&prds=epd:603672921483755496,eto:603672921483755496\\_0,pid:603672921483755496,rsk:PC\\_13746192807656203545&sa=X&ved=0ahUKEwjDsI3PgcSGAxWCfGwGHTWBA-MQ9pwGCAk#sgro=om](https://www.google.com/shopping/product/1?q=lifejacket+Australia&prds=epd:603672921483755496,eto:603672921483755496_0,pid:603672921483755496,rsk:PC_13746192807656203545&sa=X&ved=0ahUKEwjDsI3PgcSGAxWCfGwGHTWBA-MQ9pwGCAk#sgro=om)



(4) レジャー用ライフジャケットの性能基準、規格、認証制度等

1 Level 50

(1) 概要

ア 主に enclosed waters で使用

イ 泳ぐことができる者、岸や海岸の近くにいる者、又は近くに助けがいる者を想定

ウ 水中でサポートするよう設計されているが、自動的に仰向けの体勢になるものではない

エ 視認性の高い色で作られているため、水中で見つかりやすくなり、救助の確立が高まる

(2) 基準

Level 50 ライフジャケットは、以下の基準のうち少なくとも一つに適合する必要有

(ア) AS 4758 - Level 50

(イ) ISO 12402-5: 2020 - Buoyancy aids (level 50)



(Level 50 ライフジャケットの例)

2 Level 50S

(1) 概要

Level 50 と同様のライフジャケットだが、幅広いカラーとスタイル有。

ウェイクボードや水上スキー等のアクティビティで人気。

(2) 基準

Level 50S ライフジャケットは、以下の基準のうち少なくとも一つに適合する必要有

(ア) AS 4758 - Level 50S

(イ) ISO 12402-5: 2020 - Buoyancy aids (level 50)



(Level 50S ライフジャケットの例)

### 3 Level 100 以上

#### (1) 概要

Level 100 以上のライフジャケットは浮力が高く、仰向けの体勢に戻りやすい

##### ア Level 100

- (ア) 海岸から近い場合の使用を想定
- (イ) ラフコンディションでの使用は想定していない
- (ウ) 仰向けの体勢に戻りやすい

##### イ Level 150

- (ア) 海岸から離れている場合やラフコンディションでの使用を想定
- (イ) 意識を失った際、仰向けの体勢に戻りやすい

##### ウ Level 275

- (ア) ①又は②に該当する場合で、海岸から離れている場合やラフコンディションでの使用を想定
  - ①空気がこもり、仰向けの体勢に戻るのを防ぐ可能性のある服を着ている場合
  - ②重い荷物を運ぶ場合で追加の浮力が必要な場合
- (イ) 仰向けの体勢に戻りやすく、口と鼻が水から出ている体勢を保ちやすい

#### (2) 基準

- ア AS 4758 - Level 275
- イ AS 4758 - Level 150
- ウ AS 4758 - Level 100
- エ ISO 12402-2: 2020 - Lifejackets, performance level 275
- オ ISO 12402-3: 2020 - Lifejackets, performance level 150
- カ ISO 12402-4: 2020 - Lifejackets, performance level 100
- キ ニュージーランド基準 NZ5823: 2005 Type 401

### 4 膨張式ライフジャケット

#### (1) 概要

- ア 浮力として CO<sub>2</sub> を使用しており、軽量でかさばりにくい

- イ タブを引いて手動で膨張するか、水に浸かると自動的に膨張
- ウ 過剰な水しぶきにより、偶発的に作動する可能性有

## (2) 手動膨張式ライフジャケット

### ア 概要

手動膨張式ライフジャケットを着用する者は緊急時に作動させる能力と知識が必要

### イ 手動膨張式ライフジャケットの着用を推奨しない場合

- (ア) 12歳未満の子供
- (イ) 水上オートバイ(PWC)を運転する者及び同乗者
- (ウ) 牽引される者

※このほか、泳げない者は手動膨張式ライフジャケットの着用を推奨しない



(膨張式ライフジャケットの例－Level 100 以上)

## 5 非膨張式ライフジャケット

### (1) 概要

ア Level 100 以上の非膨張式ライフジャケットは、ネックサポートが付いた浮力材を備えている

イ 膨張式ライフジャケットよりもかさばるもののメンテナンスの必要なし



(非膨張式ライフジャケットの例－Level 100 以上)

参照元:Boating Handbook, Transport for NSW

<https://www.nsw.gov.au/sites/default/files/2021-03/boating-handbook.pdf>

(5) 行政機関等によるレジャー用ライフジャケットの着用の推奨の有無

●オーストラリア海上安全局(Australian Maritime Safety Authority, AMSA)

- ・オーストラリアの政府機関として、海洋環境の安全と保護を推進するとともに、船舶由来の汚染に対処
- ・オーストラリア海域での航行上の安全のためインフラを提供するとともに、海自及び航空部門向けの全国的な捜索救助サービスを管轄
- ・同政府機関にて、ライフジャケットの着用を推奨

参照元:Australian Maritime Safety Authority, AMSA

<https://www.amsa.gov.au/safety-navigation/safety-equipment/why-wear-lifejacket>

●Transport for NSW

- ・ライフジャケットの常時着用を推奨

参照元:Transport for NSW

<https://www.nsw.gov.au/driving-boating-and-transport/waterways-safety-and-rules/lifejackets-and-safety-equipment/when-to-wear-a-lifejacket>

(6) 水難事故情報 (死亡・重症事故事例、医療機関受診件数等)

※できればレジャーに関連するもの

※できればライフジャケット着用、非着用別の致死率等の統計

1 National Drowning Report 2023

オーストラリア連邦政府が支援・資金提供を行っている慈善団体「Royal Life Saving」が発表している「National Drowning Report 2023」より以下抜粋

(1) 概要

- 2022-23 年度の溺死者は 281 名
- 過去 10 年間平均(279 名)との比較で約1%増
- 全溺死者のうち 77%が男性
- 57%が 45 歳以上の大人
- 44%が主要な都市で発生



(2) 主な発生場所

- 川・小川 27%
- ビーチ 27%
- 海・港 12%

(3) 主な活動

- 水泳・レクリエーション 33%
- 落下 15%
- ボート遊び 8%

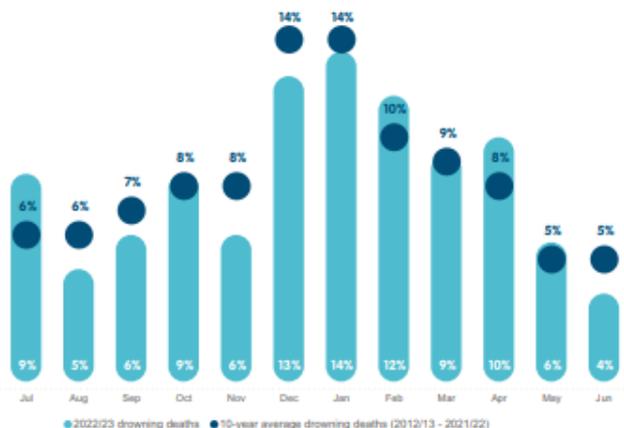
(4) 2022-23 年度の溺死件数を月ごとに 10 年平均と比較

- 溺死の 26%が 12 月と 1 月に発生

※グラフの数値を単純に足し上げると 27%となるが、原文では 26%と記載

> MONTH

2022/23 drowning deaths by month compared to the 10-year average

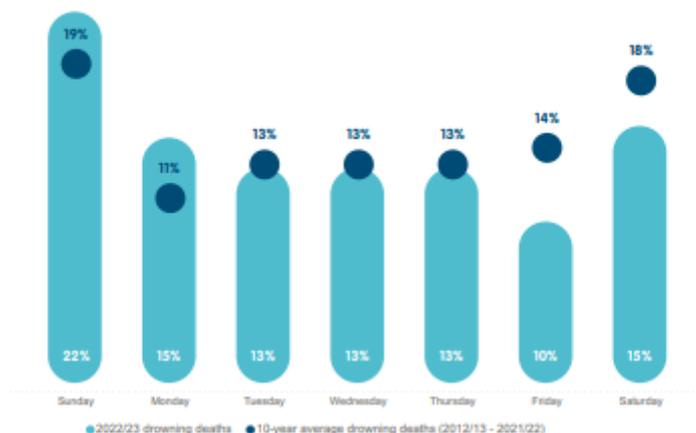


(5) 2022-23 年度の溺死件数を曜日ごとに 10 年平均と比較

- 週末(土曜日・日曜日)の発生率が最も高く、日曜日が最も高い割合を占める

> DAY OF THE WEEK

2022/23 drowning deaths by day of the week compared to the 10-year average

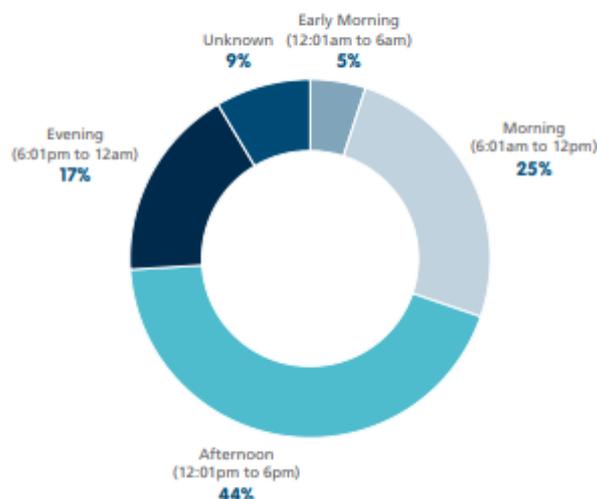


(6) 2022-23 年度の溺死発生時刻の割合

- 例年同様、最も発生率が高い時間帯は午後(午後 12 時1分から午後6時まで)

> TIME OF THE DAY

Drowning deaths by time of day, 2022/23

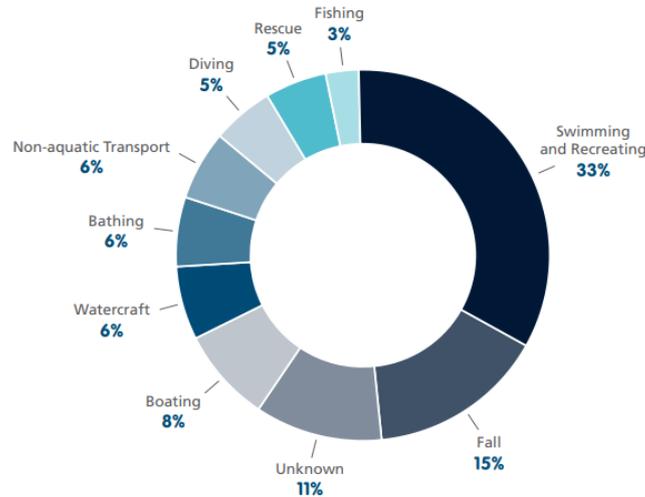


(7) 活動別溺死発生率

- 2022-23 年度において、溺死の主な要因は水泳・レクリエーション(33%)
- 0~4 歳の子供の溺死のうち 69%、75 歳以上の溺死のうち 22%は、落下によるもの
- 10 年間平均と比較して、ボート関連の溺死は約 40%減少
- 活動別溺死発生率は下表のとおり  
水泳・レクリエーション(33%)、落下(15%)、不明(11%)、ボート(8%)、  
水上クラフト(6%)、入浴(6%)、水上移動を目的としていない交通手段(6%)、ダイビング(5%)、  
救助(5%)、釣り(3%)

※訳者注:「水上移動を目的としない交通手段」とは、車、バイク、自転車、飛行機等を指す

2022/23 drowning deaths by activity category



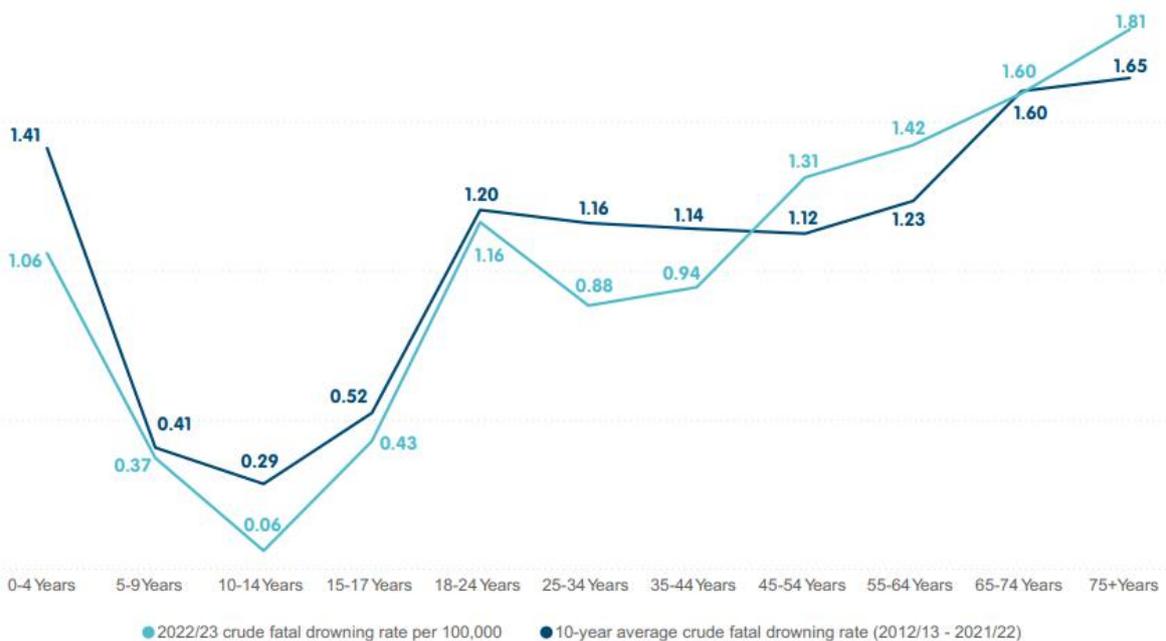
(8) 溺死者の特徴

- 全溺死者のうち 77%が男性
- 2022-23 年度の 0~4 歳の子供の溺死者数は 10 年間平均と比較して 27%低い
- 75 歳以上の溺死率は 2017-18 年度以降増加、2022-23 年度は 10 万名あたり 1.81 名が溺死
- 社会経済的に不利な地域に住む者は、より社会経済的に有利な地域に住む者と比較して、高い溺死率

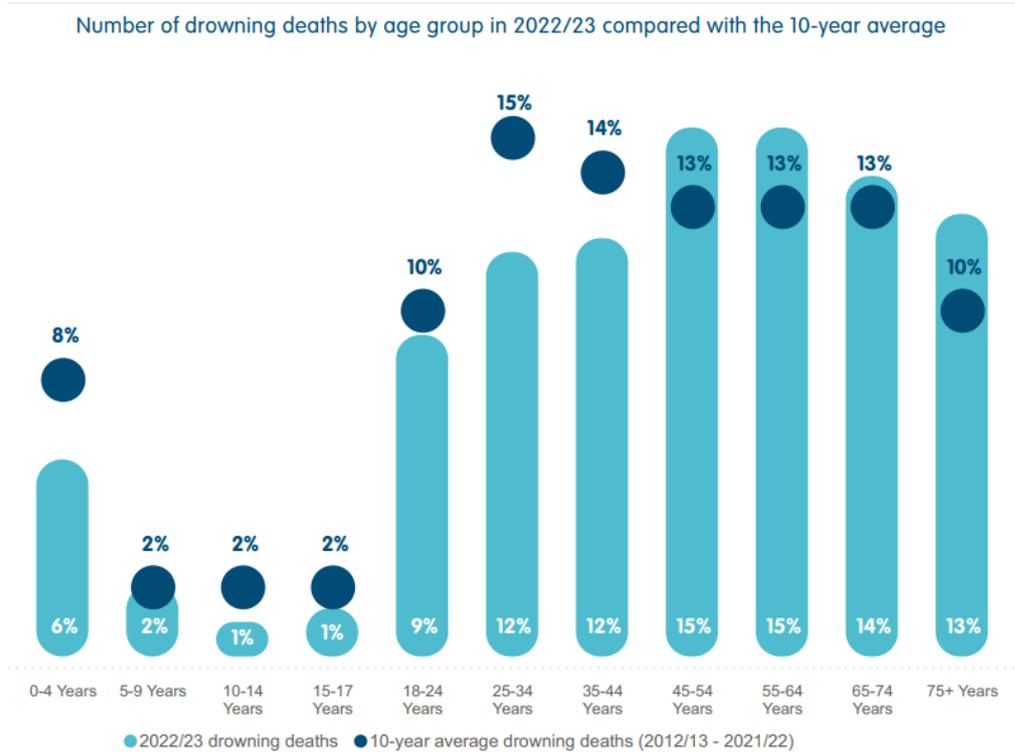
(9) 溺死者の年齢層

- 全溺死者のうち 27%が 65 歳以上
- 全溺死者のうち 45~54 歳が 15%、55~64 歳が 15%、65~74 歳が 14%
- 2022-23 年度の特定年齢層における溺死発生率と 10 年平均との比較(下表のとおり)

2022/23 fatal age-specific drowning rate compared to 10-year average fatal age-specific drowning rate



●2022-23 年度の特定年齢層における溺死者数と 10 年平均との比較(下表のとおり)



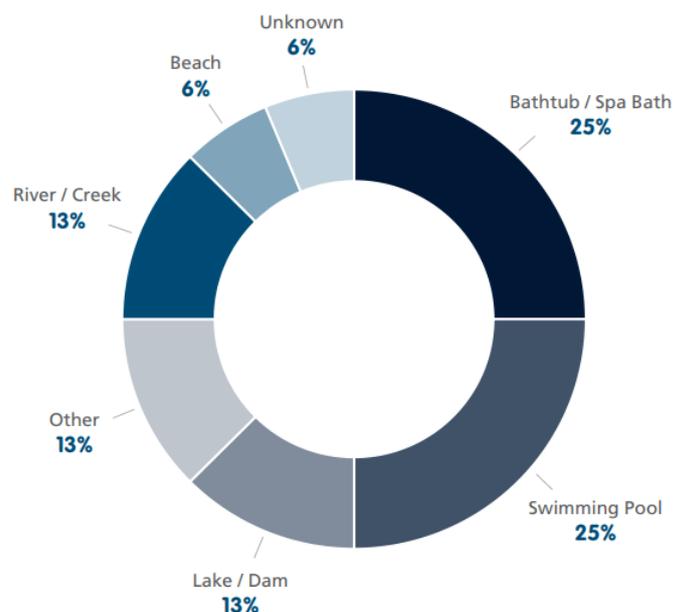
●0～4 歳の子供の溺死数と溺死率は近年減少

●2022-23 年度において、0～4 歳の子供の溺死率は全体の6%、前年度から 6%減少し、10 年平均では 32%減少、20 年前と比較して 59%減少

●2022-23 年度 0～4 歳の子供の溺死発生場所(下表のとおり)

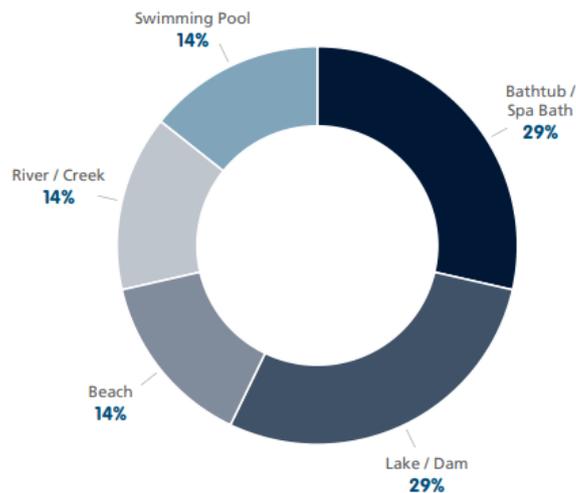
バスタブ・スパバス(25%)、スイミングプール(25%)、湖・ダム(13%)、その他(13%)、川・小川(13%)、ビーチ(6%)、不明(6%)

Drowning deaths of children aged 0-4 years by location, 2022/23



- 2022-23 年度において、5～14 歳の年齢層の溺死は全体の 2%、前年度から 53%減少、10 年平均では 35%減少
- 溺死前の主な活動は水泳・レクリエーション(43%)、次いで入浴(29%)
- 2022-23 年度 5～14 歳の子供の溺死発生場所(下表のとおり)  
バスタブ・スパバス(29%)、湖・ダム(29%)、ビーチ(14%)、川・小川(14%)、スイミングプール(14%)

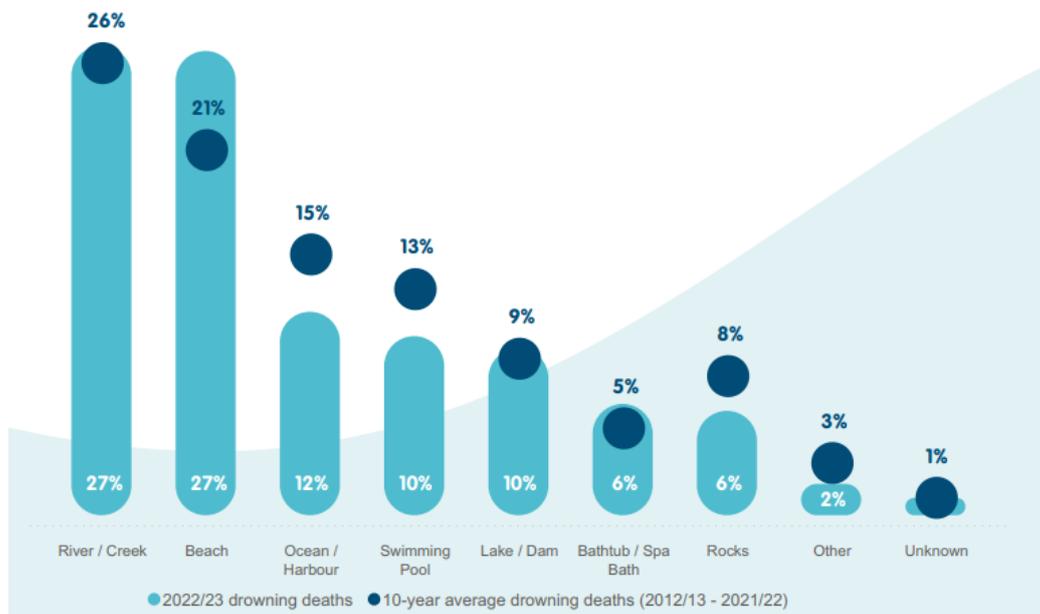
Drowning deaths of children aged 5-14 years by location, 2022/23



(10) 発生場所及び活動内容

- 44%の溺死がビーチ、海・港、岩場で発生、うち 38%が溺死前に水泳・レクリエーションで活動
- 川・小川における溺死前の活動は水泳・レクリエーション(28%)
- 湖・ダムにおける溺死前の活動は落下(30%)
- 2022-23 年度の溺死者の場所別割合と 10 年平均との比較(下表のとおり)

Percent of 2022/23 drowning deaths by location compared to the 10-year average



## 2 Australian Institute of Health and Welfare による水難事故に関する記事

Australian Institute of Health and Welfare(オーストラリア保健福祉研究所)による水中での事故(Drowning and submersion)に関する記事より以下抜粋

### (1) 概要

●2021-22 年度の水中での事故に係る入院者数は 520 名(10 万人に 2 名の割合)

●2020-21 年度の水中での事故に係る死者数は 270 名(10 万人に 1.1 名の割合)

### (2) 入院に繋がる水中での事故の発生場所(2021-22 年度)

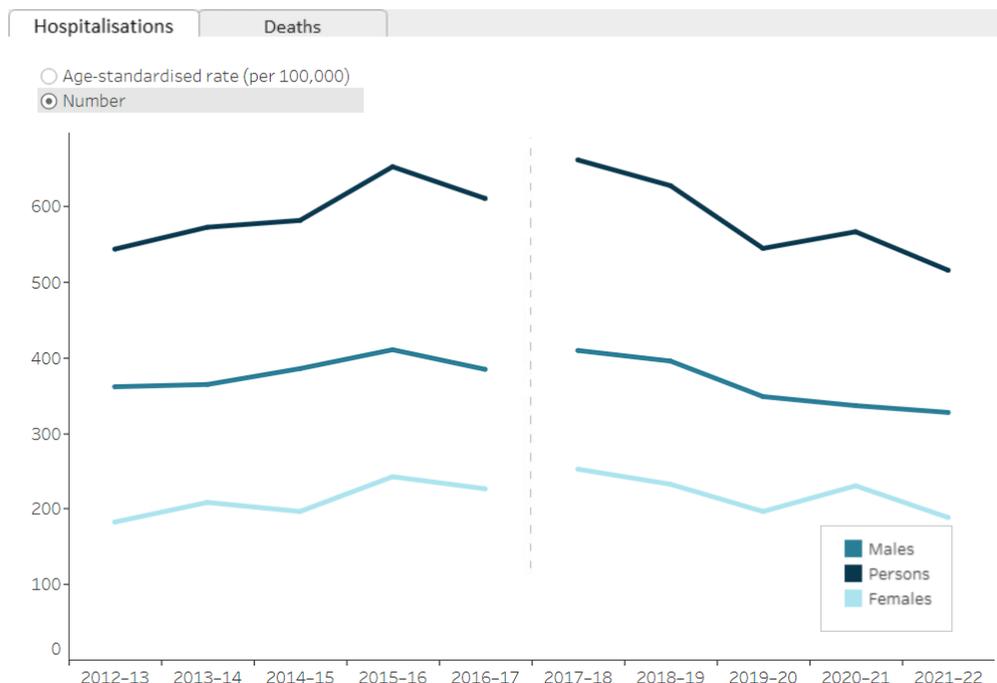
場所	入院件数	割合(%)	10 万人単位での割合
プール	175	34	0.7
自然の水場	156	30	0.6
バスタブ	160	31	0.6
その他又は不明	24	5	0.1
合計	515	100	2

### (3) 溺死に繋がる水中での事故の発生場所(2020-21 年度)

場所	数	割合(%)	10 万人単位での割合
自然の水場	139	51	0.5
プール	33	12	0.1
バスタブ	16	6	0.1
その他又は不明	84	31	0.3
合計	272	100	1.1

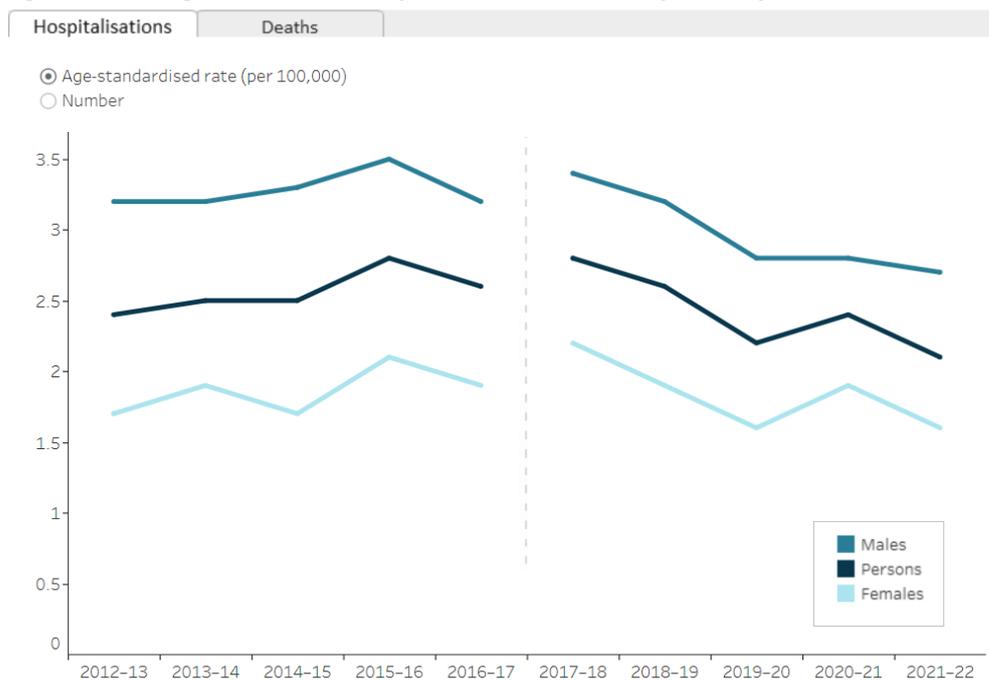
### (4) 水中での事故による入院件数(性別・年度別)

Figure 1: Drowning and submersion hospitalisations and deaths, by sex and year



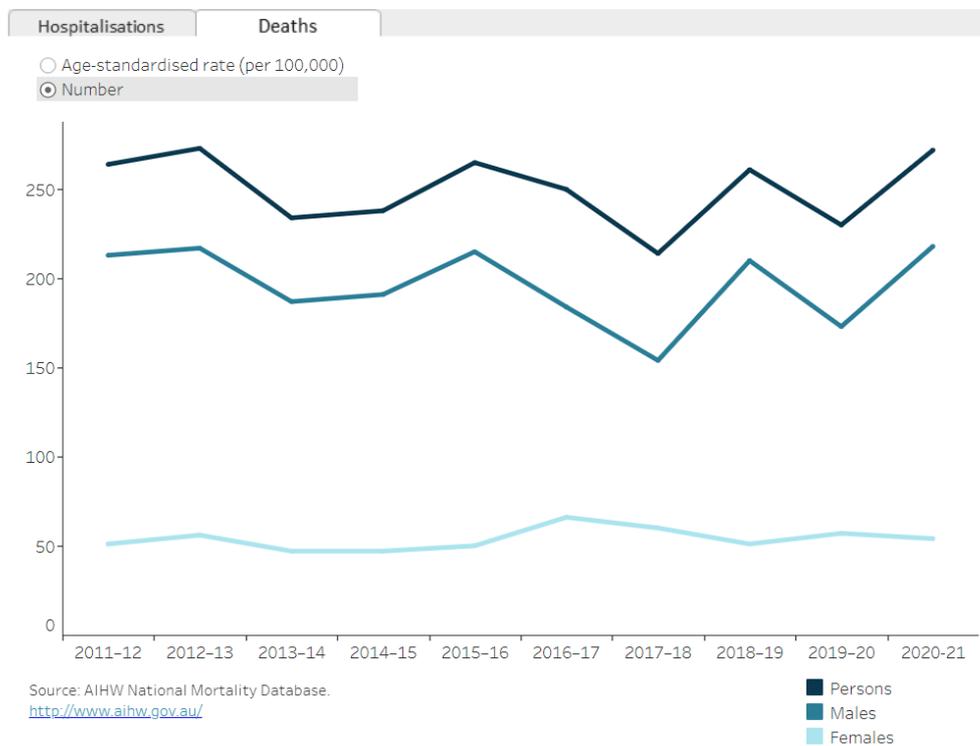
(5) 水中での事故による入院の10万人単位での割合(性別・年度別)

Figure 1: Drowning and submersion hospitalisations and deaths, by sex and year



(6) 水中での事故による溺死件数(性別・年度別)

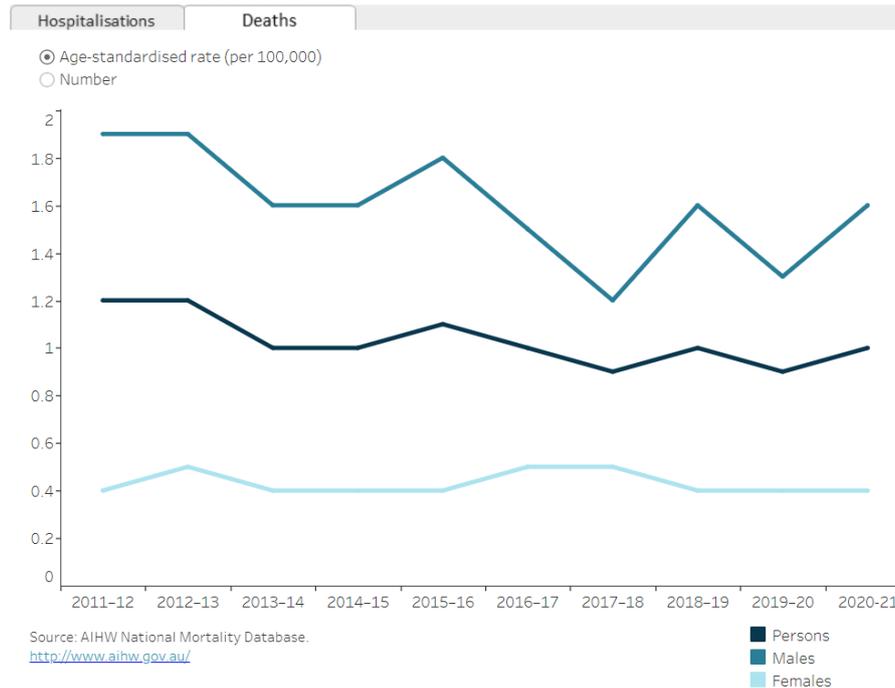
Figure 1: Drowning and submersion hospitalisations and deaths, by sex and year



Source: AIHW National Mortality Database.  
<http://www.aihw.gov.au/>

(7) 水中での事故による溺死の10万人単位での割合(性別・年度別)

Figure 1: Drowning and submersion hospitalisations and deaths, by sex and year



(8) 水中での事故による入院の季節による違い(2019-2022)

Figure 2: Seasonal differences in drowning and submersion hospitalisations, 2019-20 to 2021-22

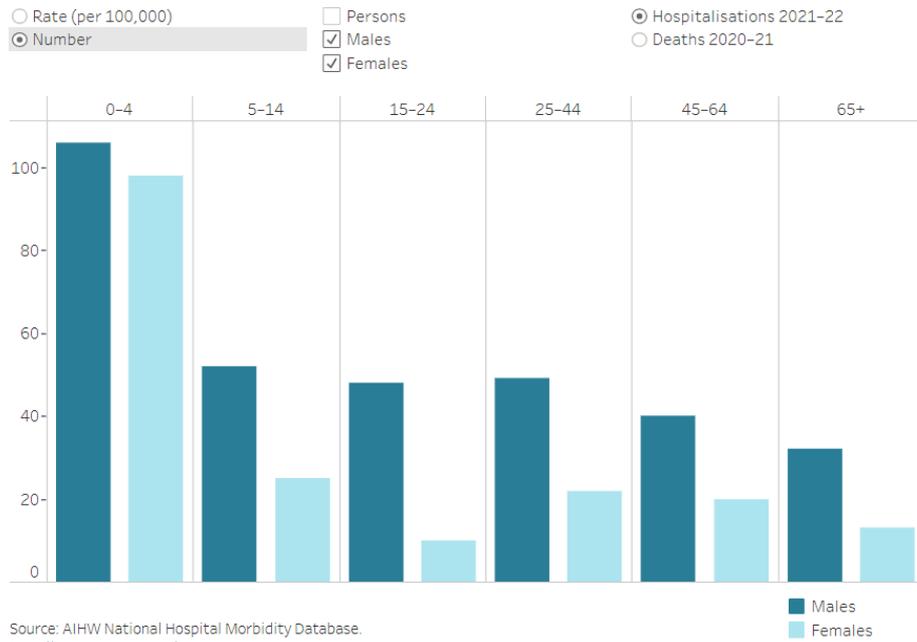


(9) 年齢・性別での違い

- 2021-22 年度において、水中での事故による入院のうち、
  - ・63%が男性
  - ・0~4 歳の子供の割合が最も高い
  - ・10 万人単位の割合では、男性が 2.7 件、女性が 1.6 件
- 2020-21 年度において、水中での事故による溺死のうち、
  - ・65 歳以上の男性の割合が最も高い
  - ・10 万人単位の割合では、男性が 1.6 件、女性が 0.4 件

●2021-22 年度における水中での事故による入院件数(性別・年齢別)

Figure 3: Drowning and submersion hospitalisations and deaths, by age group and sex



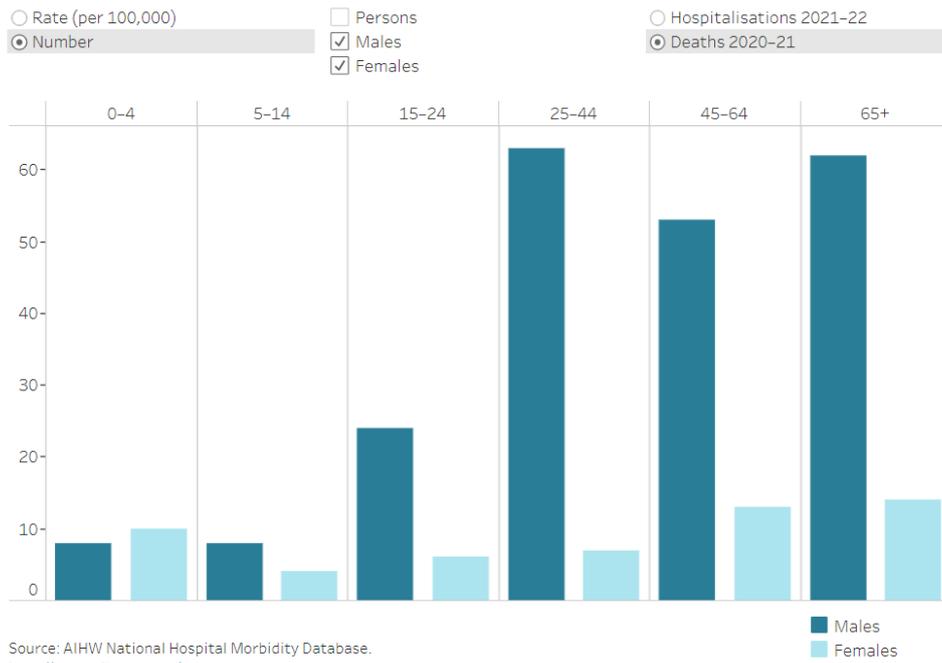
●2021-22 年度における水中での事故による入院の 10 万人単位での割合(性別・年齢別)

Figure 3: Drowning and submersion hospitalisations and deaths, by age group and sex



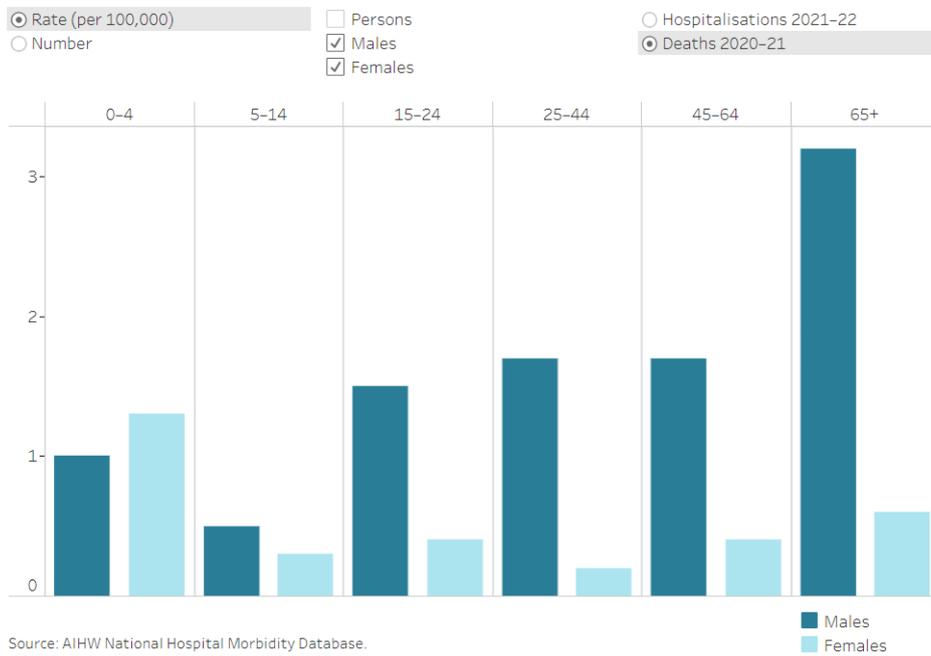
●2020-21 年度における水中での事故による溺死件数(性別・年齢別)

Figure 3: Drowning and submersion hospitalisations and deaths, by age group and sex



●2020-21 年度における水中での事故による溺死の 10 万人単位での割合(性別・年齢別)

Figure 3: Drowning and submersion hospitalisations and deaths, by age group and sex



(10) 2021-22 年度における入院を要する水中での事故の深刻度

	水中での事故	その他の怪我
平均入院日数	2.7	4.7
ICU 滞在件数の割合(%)	7.6	2.0
持続的な呼吸支援を要する 件数の割合(%)	6.8	1.1
入院中の死亡率(千件単位)	0.0	5.9

### 3 Maritime Safety Plan 2026

Transport for NSW が 2023 年7月に発表した「Maritime Safety Plan 2026」より以下抜粋

#### (1) ライフジャケットの着用

- ボート事故死の大部分を溺死が占める
- 2020-21 年度に至るまでの過去 10 年間で、ボート事故により溺死したと推定される者全員がライフジャケットを着用していた場合、83 名の命が救われた可能性有
- 83 名という数字は、当該期間におけるボート事故死者の 60.1%に相当
- 当該期間において、ボート事故により溺死したと推定される者のうち、10 名中7名以上がライフジャケットを着用していなかった

参照元:National Drowning Report 2023

[https://www.royallifesaving.com.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0009/76824/National-Drowning-Report-2023.pdf](https://www.royallifesaving.com.au/_data/assets/pdf_file/0009/76824/National-Drowning-Report-2023.pdf)

参照元:Australian Institute of Health and Welfare

<https://www.aihw.gov.au/reports/injury/drowning-and-submersion>

参照元:Maritime Safety Plan 2026

<https://www.future.transport.nsw.gov.au/sites/default/files/2023-07/Maritime-Safety-Plan-2026.pdf>

調査票

(7) 水難事故防止のための各国の取組、啓発活動等（特にレジャー用ライフジャケットが関連するもの）

○ 商品テスト、調査など

・Transport for NSW に類似の商品テストや調査等の有無について照会したところ、  
調査期間内に回答はなかった

参照元: Transport for NSW

<https://www.nsw.gov.au/departments-and-agencies/transport-for-nsw/contact-roads-and-waterways/online>

○ レンタルステーションなど

・Transport for NSW にレンタルステーションの有無について照会したところ、  
調査期間内に回答はなかった

参照元: Transport for NSW

<https://www.nsw.gov.au/departments-and-agencies/transport-for-nsw/contact-roads-and-waterways/online>

○ 工夫された注意喚起、キャンペーン、啓発活動など

(1) NSW 州政府による「Wear a lifejacket」キャンペーン

● Maritime Safety Plan に基づき、州政府のボート教育担当官(Boating Education Officers)が、対面・オンラインによる情報提供、動画での説明、ポッドキャスト、ソーシャルメディアを通じて、膨張式ライフジャケットの自己点検方法や、一般的な安全に関するアドバイスを提供

● 同ボート教育担当官は、主要なボートスポット、水路施設、ボート及び地域関連イベントを含む、NSW 州全域において、ライフジャケットのケア方法や点検に係る啓発活動を実施

参照元: Roads and Maritime Services

<https://www.nsw.gov.au/driving-boating-and-transport/waterways-safety-and-rules/safety-education/lifejacket-clinics>

(2) NSW 州政府による水辺での安全啓発に向けた教材集

参照元: <https://app.education.nsw.gov.au/sport/swim-stage2-resources>

【留意事項】

● 本調査は、2024年6月時点の情報に基づき回答を作成している。

● 回答内容については、参照した規則等を含め、変更の可能性がある旨、お含みおきいただきたい。